

令和8年6月15日

貨物運送事業者に対する事業停止処分等について

下記事業者に対して、令和7年10月21日に一般監査を実施したところ、過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかったことなど、9項目の違反が判明し、また、最高速度違反行為を引き起こした運転者の当該違反行為を容認したとして、道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったことから、事業停止処分を付加し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分年月日
令和8年6月9日
2. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所
事業者名：株式会社 修栄運輸
住 所：熊本県熊本市南区会富町字河田59
営 業 所：本社営業所（熊本県熊本市西区高橋町2丁目3-2）
3. 監査端緒
宮崎県公安委員会からの道路交通法第108条の34に基づく通知により監査を実施。
4. 行政処分等の内容
 - ①事業停止処分（本社営業所に所属する全ての事業用自動車の使用停止）
令和8年6月15日から令和8年6月21日まで【7日間】
 - ②事業用自動車の使用停止処分
令和8年6月22日から令和8年7月14日まで【23日間×1両】
令和8年6月22日から令和8年7月8日まで【17日間×7両】
 - ③文書警告
5. 違反行為及び違反条項
別紙1のとおり
6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
 - ・当該行政処分により付された違反点数 15点
 - ・当該事業者が付された累積違反点数 15点

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：山浦、日置（ひおき）

電話：092-472-2529



九州運輸局

5. 違反行為及び違反条項

- ①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反)
- ②疾病、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがある乗務員等を運行の業務に従事させた。
(乗務員等に対して健康診断を受診させていなかった。)
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項違反)
- ③点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項違反)
- ④点呼の記録を改ざん又は不実記載していた。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項違反)
- ⑤運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条違反)
- ⑥運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項違反)
- ⑦運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項違反)
- ⑧特定の運転者に対し、国土交通大臣が告示に定める特別な指導が不適切であった。
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項違反)
- ⑨事業用自動車に車体表示をしていなかった。
(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条違反)